

## 平成23年度 北部12市町村個別予防接種実施要項

この委託要項は、北部12市町村と北部地区医師会との間で各別に締結された「予防接種業務委託契約書」に基づく個別予防接種相互乗り入れの実施に関して定めたものである。

## 1. 予防接種の実施期間

平成23年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 2. 個別接種を行う疾病と接種対象者(北部12市町村内に住所を有する者)

伊江村・大宜味村、伊是名村・伊平屋村は、原則として村が実施する集団予防接種でのモデル者(何らかの理由により接種できなかった者)とする。但し、麻疹・風疹混合1期においては、集団接種と個別接種を併用し、1歳を過ぎたらすぐに接種できるように努める。

## (1) 麻疹・風疹混合(MR)

【1期：生後12ヶ月から24ヶ月に至るまでの間にある者】

【2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日(名護市の場合、2日前)までの間にある者】

【3期：中学1年生相当世代】

【4期：高校3年生相当世代】

## (2) 麻疹【生後12ヶ月から24ヶ月に至るまでの間にある者】

## (3) 風疹【生後12ヶ月から24ヶ月に至るまでの間にある者】

## (4) ジフテリア、百日咳、破傷風(DPT)

【1期初回：生後3ヶ月から90ヶ月に至るまでの間にある者】

【1期追加：生後3ヶ月から90ヶ月に至るまでの間にある者で1期初回接種(3回)終了後6ヶ月以上の間隔をおいている者】

※但し罹患した者においては予防接種実施要領に基づく。

## (5) ジフテリア、破傷風(DT2期)【11歳以上13歳未満(名護市の場合、2日前)の者】

## (6) 日本脳炎(乾燥細胞培養ワクチン)

【1期初回：生後6ヶ月から生後90ヶ月に至るまでの間にある者(※標準的な接種期間は3歳以上4歳未満)】

【1期追加：生後6ヶ月から90ヶ月に至るまでの間にある者で1期初回終了後おおむね1年おいている者(※標準的な接種期間は4歳以上5歳未満)】

【2期：9歳以上13歳未満の者(※標準的な接種期間は9歳以上10歳未満)】

## (7) 子宮頸がん予防ワクチン

【中学1年(13歳相当)～高校1年(16歳相当)の女子(3回接種)】

(標準的な接種は、1回目の接種後1カ月後、6ヶ月後接種)

## (8) ヒブワクチン

【生後2カ月から5歳未満】

## (9) 小児肺炎球菌ワクチン

【生後2カ月から5歳未満】

(※標準的な接種期間とは2008年3月改定版予防接種ガイドラインによるもの)

## (10) 前各号の予防接種に関して、各地区・医療機関によって、可能な予防接種が異なるので詳しくは各々の契約書等に基づいて実施することとする。

(別表1. 個別接種(相互乗り入れ)一覧参照)

別表 1.個別接種(相互乗入れ)一覧

市町村名	麻疹風疹 混合 MR	麻疹 単独	風疹 単独	日本 脳炎	DPT	DT	BCG モレ者	子宮頸がん 予防	ヒブ	小児肺炎 球菌
国頭村	◎※2	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎
大宜味村	○※2※3	◎	◎	○	○※3	○※3	◎※3	◎	◎	◎
東村	◎※2※3	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎
今帰仁村	◎※2	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎
本部町	◎※2	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎
名護市	◎※2※4	◎	◎	◎	◎	◎	○※3	◎	◎	◎
宜野座村	◎※2※6	◎※6	◎※6	◎	◎※7	◎※7	○※3	◎	◎	◎
金武町	◎※2	◎	◎	◎	◎	◎	○※3	×	×	×
恩納村	◎※2	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎
伊江村	○※2	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
伊是名村	○※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊平屋村	○※2	○	○	○	○	○	○	◎	○	○

注意事項)

◎は個別接種による相互乗り入れ

○は集団接種を原則とするが例外的にモレ者(集団接種以前において特に個別接種を希望するばあいを含む)を対象に個別接種の相互乗り入れを実施する。

※2: 定期予防接種の他に経過措置として、3期、4期の公費負担を認める。

※3: 集団接種後のモレ者のみ対象とする。(BCGは北部地区医師会管内のみ対象)

※4: 3期に関しては集団接種を原則とする。

※6: 1期、2期のモレ者は自己負担 1,000 円にて接種。

3期の前倒し(H10.4.2~H13.4.1)、4期の前倒し(H5.4.2~H8.4.1)は公費負担とする。

3期、4期のモレ者は自己負担 1,000 円にて接種。

※7: DPT のモレ者は小学 5 年生まで DT のモレ者は中学 3 年生まで自己負担 1,000 円にて接種。